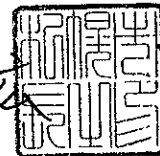


札幌市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月 5 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 18 号

札幌市情報公開条例の一部を改正する条例

札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(利用者の責務) 第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求を <u>するよう努めるとともに</u> 、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。 (公文書の公開請求権者) 第5条 (略)	(利用者の責務) 第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求を <u>行うとともに</u> 、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。 (公開請求権) 第5条 (略) 2 前項の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。 (1) この条例の目的に反する場合 (2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第33条第1項に規定する顧客等言動に該当する場合 (公開請求の手続) 第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書
(公開請求の手続) 第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書	第6条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければ

改正前	改正後
(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) 2 (略)	ならない。 (1)・(2) (略) 2 (略) <u>(条例の目的に反する公開請求等の拒否)</u> <u>第6条の2 実施機関は、公開請求が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを拒否することができる。</u> <u>(1) 第5条第2項各号に掲げる場合に該当すると認められる場合</u> <u>(2) 前条第2項の規定により実施機関が補正を求めた場合において、同項の期間内に不備の補正がされないものであるとき。</u> <u>2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</u> <u>3 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否する旨の決定(第1項第1号の場合に係るものに限る。)をしたときは、札幌市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対し、その旨を報告しなければならない。</u>
(実施機関の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。	(実施機関の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求(前条第1項各号に掲げる場合に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略) <u>(公開決定の取消し)</u> <u>第14条の2 実施機関は、公開決定から公文書の公開までの間において、当該公開決定に係る公開請求が第5条第2項各号に掲げる場合に該当することが明らかになったときは、当該公開決定を取り消すことができる。</u> <u>2 実施機関は、前項の規定により公開決定を取り消す場合には、公開請求者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)の提出期限までに相当な期間において、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u> <u>(1) 公開決定の取消しの根拠となる規定及び原因となる事実</u> <u>(2) 弁明書の提出先及び提出期限</u> <u>3 実施機関は、第1項の規定により公開決定を取り消したときは、公開請求者に対し、その</u>

改正前	改正後
(公文書の公開の方法) 第15条 (略) 2 (略) (費用の負担) 第16条 前条の規定により公文書（これを複写したものを含む。）の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして実施機関が定める方法によるものを含む。）を受けけるものは、その写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 (審査請求) 第16条の2 公開決定等（第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を公開しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。 (審査請求に対する諮問等) 第17条 公開決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、札幌市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 (略)	<u>旨を書面により通知しなければならない。</u> 4 <u>第6条の2第3項の規定は、第1項の規定による公開決定の取消しについて準用する。</u> 5 <u>第1項の規定による公開決定の取消しについては、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。</u> (公文書の公開の方法) 第15条 (略) 2 (略) 3 <u>実施機関が公文書を公開するため、第11条第1項に規定する書面により公開する日時及び場所を指定したにもかかわらず、公開請求者が当該公文書の公開に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた公開する日時及び場所を指定し、当該公開に応ずるよう催告をしても、公開請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、当該公文書を公開したものとみなす。</u> (費用の負担) 第16条 <u>前条第1項及び第2項の規定により公文書（これを複写したものを含む。）の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして実施機関が定める方法によるものを含む。）を受けけるものは、その写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u> (審査請求) 第16条の2 <u>第6条の2第2項の規定による公開請求の拒否の決定、公開決定等（第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を公開しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。）及び第14条の2第1項の規定による公開決定の取消しに係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u> (審査請求に対する諮問等) 第17条 <u>前条に規定する処分について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、札幌市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u> (1) (略) (2) <u>裁決で、第6条の2第2項又は第14条の2第1項の規定による処分の取消しをする場合</u> (3) (略) 2 (略)

改正前	改正後
(実施状況の公表) 第25条 (略) 2 市長は、毎年度1回、前項の実施状況を札幌市情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。	(実施状況の公表) 第25条 (略) 2 市長は、毎年度1回、前項の実施状況を審議会に報告するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の札幌市情報公開条例の規定（第4条及び第25条を除く。）は、この条例の施行の日以後にされた改正後の第5条第2項に規定する公開請求について適用し、同日前にされた改正前の第6条第1項に規定する公開請求については、なお従前の例による。